

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 市民協働生活部  
令和7年度4月～10月分 必要に応じて令和6年度分
- 3 監査の着眼点 令和7年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画  
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和7年12月1日～令和8年1月26日
- 6 監査の結果  
岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。  
上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。  
なお、軽微な事項については、別途指示した。

#### [指摘事項]

##### (1) 未収金の回収について

ア 現在は回収業務のみとなっている住宅建築資金の貸付金に係る市民協働生活費貸付金元利収入の過年度未収金は、前年度末と比較して件数は変わらず、金額は12,000円の減であるものの、令和7年10月末現在では1人、3,594,298円である。

今後とも、過年度未収金の早期回収に努められたい。

イ 国民健康保険事業特別会計の返納金の過年度未収金は、前年度末と比較して81件、2,172,959円の増であり、令和7年10月末現在では376件、12,393,587円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

##### (2) 国民健康保険料の収納率の向上について

国民健康保険料の収納率は、令和6年度決算において、前年度比0.85ポイント減の80.14%であった。

また、令和7年10月末現在の滞納繰越分に係る収入未済額は1,456,124,318円である。

今後とも、国民健康保険料の納付啓発に努めるとともに、徴収事務を行って

いる財政部との情報共有を密にし、現年賦課分の早期回収を図ることで滞納繰越の発生を抑制するとともに、滞納繰越分の早期回収に努め、更なる収納率の向上を図られたい。

### (3) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市会計規則第32条第1項は、収入命令者は、歳入を徴収しようとするときは、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納入場所について、法令等又は契約に照らし適正であること等を調査し、直ちにこれを調定しなければならない旨規定している。

また、岐阜市生涯学習ふれあいルーム開設実施要綱第7条は、「施設の利用に当たっては、学校との交流活動や地区のふれあい活動を行う団体を対象としており、使用料は、徴収しない。」と規定している。

しかしながら、令和7年7月7日に厚見公民館において、公民館主事が、ふれあいルーム（クッキングルーム）の使用申込み（8月7日使用分）があった者に対し、施設使用料の納入義務が発生しないにもかかわらず、岐阜市公民館条例施行規則第11条が規定する「その他の公民館」の実習室と同等の料金（冷暖房器具（施設）使用時の実習室使用料である午前880円と午後1,180円の合計額2,060円）を徴収するものと誤認したため、誤って納入通知書を作成し、当該申込者に渡した結果、7月31日に納付された。

イ 岐阜市会計規則第65条第1項は、「支出命令者は、支出命令書（支出負担行為書兼支出命令書を含む。）を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。

また、岐阜市職員旅費条例施行規則第12条は、旅行者が岐阜市職員の給与に関する条例第13条及び岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第6条及び第20条第2項に規定する通勤手当又はこれに相当する給与の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする旨規定している。

しかしながら、令和7年4月23日、市民課担当職員が5月15日に東京都へ出張する職員1名に係る市外出張命令書を作成する際、出張職員はJR岐

阜駅とＪＲ尾張一宮駅との間の通勤手当等の支給を受けているため、旅費計算書において当該区間の鉄道賃往復 500 円を調整すべきところ、誤って当該鉄道賃を含めて計算したまま、市民課長の決裁を受けた結果、4 月 28 日、市外出張命令書に基づき、概算払いにより出張職員に対して出張旅費 23,400 円が支給された。

さらに、5 月 20 日、担当職員が出張職員から提出された鉄道賃の領収書を確認したところ、新幹線特急券が指定席ではなく自由席で、また、鉄道賃が割引となるスマートＥＸで購入されたものであったことから、変更出張命令書を作成することとなったが、その際、旅費計算書において領収書の金額をＪＲ名古屋駅とＪＲ東京駅との間の鉄道賃ではなく、誤ってＪＲ岐阜駅とＪＲ東京駅との間の鉄道賃で計算したまま、市民課長の決裁を受けた結果、5 月 21 日、変更出張命令書に基づき、出張職員から旅費差額分 1,920 円が戻入されていた。

ウ 岐阜市会計規則第 65 条第 1 項は、「支出命令者は、支出命令書（支出負担行為書兼支出命令書を含む。）を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。

また、令和 7～10 年度国民年金端末機操作業務委託契約書に添付されている仕様書には、支払期日について業務終了後翌月末と記載されているが、同契約書に添付されている契約約款には、請求書を受領した日から 30 日以内に支払う旨が記載されており、支払期日の記載が異なる場合は、仕様書に記載されている支払期日を優先する。

しかしながら、令和 7 年 6 月 10 日、国保・年金課担当職員が令和 7～10 年度国民年金端末機操作業務委託料に係る令和 7 年度 5 月分の請求書を受領し、支出命令書を作成した際、担当職員及び庶務係長は、支払期日について、契約約款の内容のみを確認したため、業務終了後翌月末となる 6 月 30 日までに支払うべきところ、契約約款に記載されている請求書を受領した日から 30 日以内となる 7 月 8 日までと誤認した結果、会計課に支払期日の誤りを指摘され、5 月分委託料 658,999 円が 7 月 8 日に支払われていた。

今後は、岐阜市会計規則、岐阜市職員旅費条例施行規則及び岐阜市生涯学習

ふれあいルーム開設実施要綱を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

#### (4) 適正な事務執行について

ア 令和 6 年 10 月分（11 月請求分）までの公用車燃料費の支払については、契約相手方の石油元売り業者から管財課宛てに一括で届く請求書及び請求内訳書を、管財課が該当する各部主管課へメールにて送付した後、各部等において支出命令書を作成し、支払処理を行う運用となっていた。

しかしながら、当時の市民協働推進政策課において、令和 6 年 10 月 2 日に管財課からメールを受信した 9 月分の公用車燃料費の請求書は、市民活動交流センター、人権啓発センター及び図書館が該当しており、市民活動交流センターについては市民協働推進政策課において支出命令書を作成し、残りの人権啓発センター及び図書館については、管財課からのメールを転送し、支出命令書を作成してもらうべきところ、市民協働推進政策課の担当職員は、人権啓発センターへメールを転送していなかったため、人権啓発センター所管分の公用車燃料費 8,640 円が未払となっていた。

イ 住民基本台帳法第 30 条の 3 第 2 項は、市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票に記載する場合において、その者がいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者であるときは、その者に係る住民票に地方公共団体情報システム機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする旨規定されている。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 7 条第 1 項は、市町村長は、住民基本台帳法第 30 条の 3 第 2 項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、同法第 8 条第 2 項の規定により地方公共団体情報システム機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない旨規定している。

しかしながら、令和 6 年 8 月 26 日に市民課窓口で、外国人が国外から本市への転入に係る住民異動手続き等を行う際、担当職員が住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、当該外国人がいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがないか確認を行ったところ、氏名、生年月日及び

性別が同じである他市の住民が表示されたため、窓口において当該外国人に日本での住民登録歴の有無を聞き取ることなく、当該外国人を誤って当該他市の住民と判断した。このため、担当職員は、当該外国人に対し、当該他市の住民の個人番号を誤って付番し、誤った個人番号が記載された住民票の写しを交付した。

今後は、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を遵守するとともに、同様の事案が起こらないよう、チェック機能の強化による再発防止に取り組み、適正な事務執行に努められたい。

#### （5）個人情報の保護について

個人情報の保護に関する法律第 66 条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。

しかしながら、京町公民館で実施した公民館講座に係る講師 2 名の個人情報（氏名、住所等）が記載された相手方登録申請書について、令和 6 年 6 月 27 日に公民館主事が市民活動交流センターへ、府内メール便にて発送したが、担当職員に届いておらず、相手方登録申請書が紛失した。

また、公民館主事は相手方登録申請書を発送した旨を電子メールにより市民活動交流センター担当職員宛てに送信したが、当該担当職員は、当該電子メールを認知していなかったため、7 月 11 日に至るまで相手方登録申請書が紛失していることに気が付かなかった。

さらに、個人情報の安全管理のために適切な措置を講じなければならない立場にある市民活動交流センターは、相手方登録申請手続きについて、書類紛失のリスクがない電子申請（L o G o フォーム）の方法を各公民館主事に指導していなかった。

今後は、同様の事案が起こらないよう、職員に対し、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の取扱いに十分注意するよう指導徹底を図られたい。